別添2

加工原料乳生産者
補給金制度のポイント

加工原料乳補給金制度が、50年ぶりに見直され、恒久的な制度として、平成30年4月からスタートしました。

これまで、指定団体への出荷のみに交付されていた補給金を、酪農家が創意工夫を生かし、付加価値を高めた生乳の出荷や加工販売に取り組みやすい環境を整備するため、指定団体以外に出荷した場合でも補給金を受け取れるようになりました。

一方、生乳は毎日生産されるものであり、安定的に生乳・乳製品を消費者に供給するためには、年間を通じた契約に基づいて取引することが重要です。

本パンフレットでは、改めて新制度の趣旨や、生乳出荷の前提として重要となる契約の遵守について解説します。

加工原料乳生産者補給金制度

改正の主なポイント

Point 指定事業者を経由しなくても補給金を受けられます。

- □ 酪農家が、出荷先を自由に選びやすくなり、付加価値の高い牛乳の生産やチーズ工房での6次産業化等に取り組みやすくなります。
- □ 事業者間の競争が活発になり、酪農家が負担する流通コストの削減や乳価交渉の努力を促します。

Point 条件不利地域の集送乳を安定的かつ確実に行う指定事業者に対して「集送乳調整金」が交付されます。

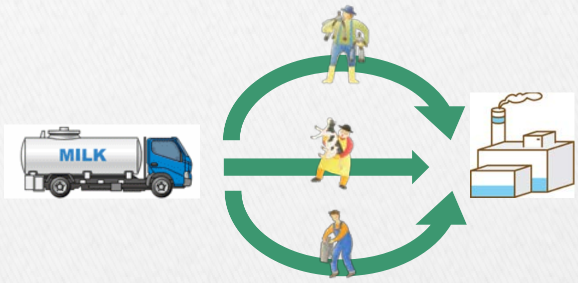

条件不利地域の酪農家であっても確実に集乳されます。

消費者への安定的な牛乳乳製品の供給の基盤となる、指定事業者による安定的な集送乳の実現には、年間を通じた安定した生乳取引が重要です。

しかし

生乳取引契約の期中での不履行のような場当たり的な対応

いいとこ取り

飲用需要が下がる冬場のみの出荷のような不公平感を感じる取引

すると

契約違反＋正当な理由に該当し、指定事業者への出荷を断られる可能性があります。

【酪農家の皆様へ】
生乳取引の契約を守りましょう。

✔ **契約とは、両者の合意形成により成立します。**

✔ **契約は、商取引の基本となるものであり、双方が遵守する義務があります。**

制度の改正により出荷先の選択肢が拡大されましたが、いつでも自由に出荷先を変更できる訳ではありません。

★ 生乳は毎日生産されるものであり、安定的に牛乳・乳製品を消費者に供給するためには、年間を通じた契約に基づいて取引することが重要です。

★ 生乳の販売先（事業者）との契約は、両者の合意に基づき成立するものであり、締結後は、契約当事者双方に守る義務が生じます。

★ 契約期間途中（年度途中）の違反・不履行は、契約に基づく違約金が発生する等、自らの不利益になる可能性があります。

契約書の記載例

（契約の期間）
契約の有効期間は令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの1年間（以下、「年度」という。）とする。契約期間中は甲乙双方において契約内容を履行しなければならない。
（損害賠償）
故意又は過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

契約のルールを守って、良質な牛乳・乳製品を消費者の元へ届けましょう。

指定事業者が集乳を拒むことができる正当な理由

＝「現場の生産者が不公平感を感じないよう、また、場当たり的利用を認めないルール等とする。」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の趣旨を踏まえ規定。

契約が遵守されない場合、違約金の発生や指定事業者への出荷を断られる可能性があります。

指定事業者が断ることができる可能性のある具体的な事例

- 月に1回だけ指定事業者に出荷
- 10～11月だけ指定事業者に出荷
- 8～11月に1回ずつ、計5回指定事業者以外に出荷
- 7月以降、全部または一部を指定事業者以外に出荷
- 前年度に一方的な契約破棄があった場合
- 飲用需要の高い夏に少なく、需要の低い冬に多く出荷
- 年末年始だけ指定事業者に出荷

※さらに、年度途中での一方的な出荷変更は契約違反にもなります。
※指定事業者は、統一的なルールを規定するなど同様の条件の者は同様に取り扱われなければなりません。

契約違反＋正当な理由に該当し、指定事業者への出荷を断られる可能性があります。

正当な理由に当たらない取引例

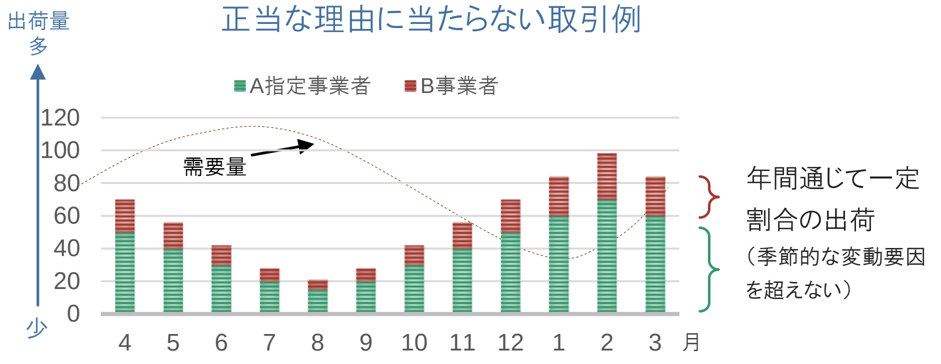

問い合わせ窓口、Q＆Aについて

加工原料乳生産　農林水産省

ご不明な点があれば、以下の問い合わせ窓口やQ＆Aをご活用ください。

■問い合わせ：農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/171027.html

■Q＆A
http://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/attach/pdf/kakou-32.pdf